

アッシュレポート vol.3

2014.10.3

○アッシュレポート第3号です。

今回は振替のルール改訂についてのご案内です。

これまでは休んだ分だけ何度でも無期限に振替としていつでも持ち越せるというご案内でしたが、

それについていくつかの条件を新たにルール化したいと思います。

1. その月の振替は次の月まで持ち越せます。
2. 次の月に振替を持ち越せるのは次の月の会費を納めた場合とします。
3. 怪我や病気等の予測不能なトラブルのために利用できなくなった振替は
月会費を納めていただいたその月への振替を可能とします。